

1. 災害復旧事業概要

目 的	自然災害により被災した公共土木施設を 迅速・確実に復旧 する。
対象施設	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道、公園
沿 革	古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助。 明治32年 「災害準備基金特別会計法」制定 ・日清戦争の賠償金をもとに災害準備基金を設立 明治44年 「府県災害土木費国庫補助に関する件」制定 ・明治43年の大水害を契機に新たに治水費資金特別会計を設置するため、災害準備基金が廃止されたが、国庫補助制度を継続するために制定。 昭和26年 現在の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定 ・「補助」から「負担」へ 昭和59年 一部改正 ・対象施設の拡大 …地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道を追加 平成10年 一部改正 ・対象施設の拡大 …公園を追加 令和6年 一部改正 ・対象施設の拡大 …水道を追加(厚生労働省より移管)

■ 災害復旧事業

- 災害復旧事業とは、被災箇所を原形に復旧することを目的。原形復旧とは、単なる元どおりだけではなく、従前の効用を復旧
- 原形に復旧することが不可能・困難・不適當な場合には、位置、形状、材質、構造を改良する等、従前と異なる施設形状で復旧することができる

■ 改良復旧事業

- 被災箇所の災害復旧事業のみでは再度災害の防止が十分でない場合に、被災していない箇所を含む一連区間において、河道拡幅、堤防嵩上げなど、施設機能の強化等を図る事業

■ 災害復旧事業



被災状況
復旧後

ひこさんかわらせん
R3年災 県道 英彦山香春線（福岡県）
※道路の復旧

■ 改良復旧事業



着工前
改良後

みょうけんがわ
H29年災 筑後川水系妙見川助成（福岡県）
※護岸工の復旧＋河道拡幅

根拠法令 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日法律第97号)

目 的 自然災害により被災した公共土木施設を迅速に復旧することで、公共の福祉を確保

特 徴

① 公共土木施設が対象

(河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道、公園)

② 高率な国庫負担

③ 迅速な工事着手

- ・事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施し、復旧に必要な費用を迅速・確実に措置
- ・災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能

④ 原形復旧が原則であるが、形状、寸法、材質を変えて従前機能の復旧を図ることや効用の増大を図ることも可能。

⑤ 県単位で一括し予算交付

- ・災害復旧事業費は、予算項目ごと(河川等、都市、港湾)に災害年ごとに県単位で一括して交付
- ・災害復旧事業として採択された同一予算項目の工事であれば、工種、箇所に
かかわらず市町村も含め県内で自由に活用可能

根拠法令

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号）

目的

この法律は、**公共土木施設**の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように**国の負担**を定めて、**災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保**することを目的とする。

特徴

① 様々な公共土木施設が対象

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園、水道 ※__は防災課所管

② 高率な国庫負担

③ 迅速で確実な予算措置

④ 迅速な工事着手

- ・事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施
- ・災害復旧工事は、国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能

⑤ 原形復旧が原則だが適切な施設形状で復旧

⑥ 県単位の一括予算交付

- ・災害復旧として採択された同一事業であれば、工種、箇所にかかわらず県内で自由に活用可能
※同一事業とは、災害復旧事業（補助）、災害関連事業（補助）、災害復旧助成事業（補助）等のことをいう。

- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定。
- ▶ 災害復旧関係事業における
国庫負担は2/3以上と高率。
- ▶ 交付税措置※により実質的な地方公共団体の負担は最大でも**1.7%** (災害発生年災の場合)

年間の災害復旧事業費が、

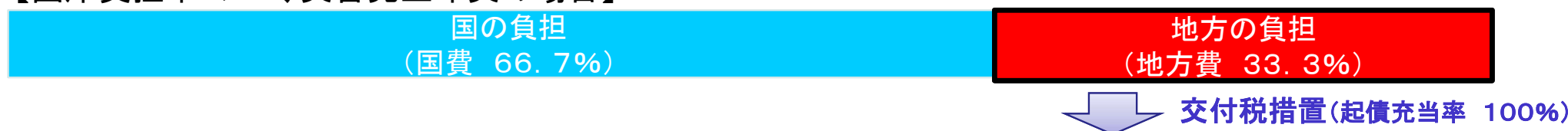
標準税収の1/2までの額に相当する額については66.7%が国費

標準税収の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については75%が国費

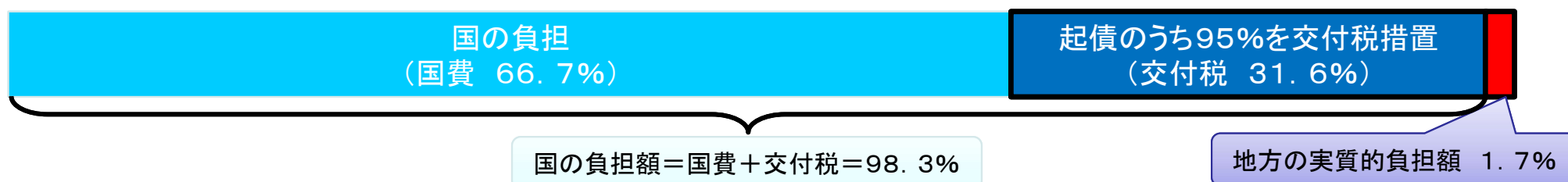
標準税収の2倍を超える額に相当する額については100%国費

※ 地方公営企業災害復旧事業を除く

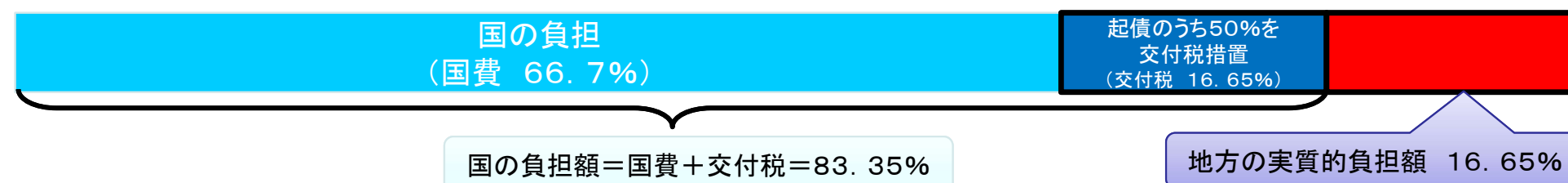
【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



○ 地方公共団体(地方公営企業を除く)



○ 地方公営企業

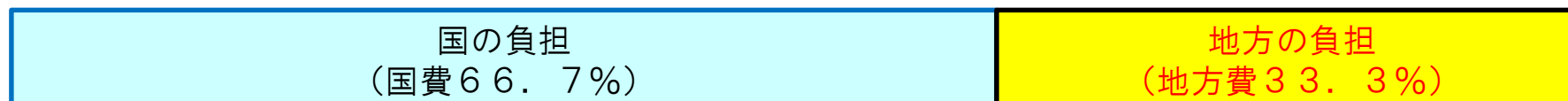


※地方負担分は公営企業として実施する場合は除く。

○ 災害復旧事業の国庫負担率は、事業費の2/3以上となっています。また、初年度については、地方交付税措置と併せると、災害復旧事業費の約98%以上が国の負担となります。

○国庫負担率2/3

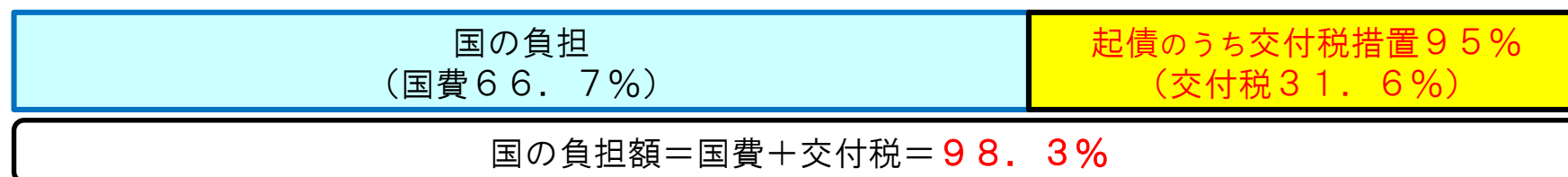
※ 激甚災害に指定された災害の災害復旧事業については、
地方公共団体の標準税収入に応じ、さらに国庫負担率をかさ上げ



※ 年間の災害復旧事業費の総額が、
標準税収入の1/2に相当する額までの額については2/3が国費
標準税収入の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については3/4が国費
標準税収入の2倍を超える額に相当する額については4/4が国費

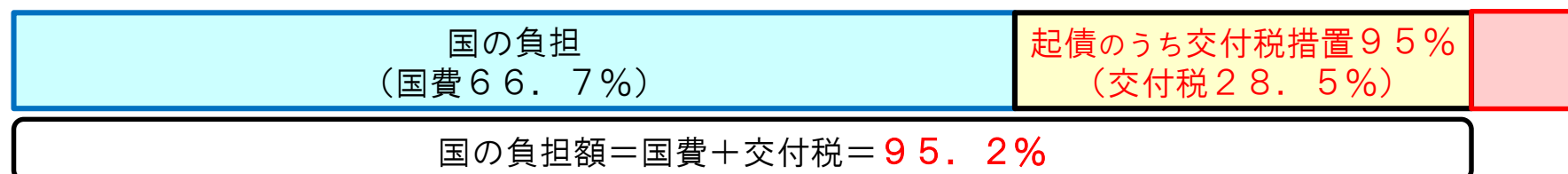
・ 起債（地方債）の
充当が可能
・ 更に交付税措置

○地方負担分【現年（災害発生年）：起債充当率100%】



地方の
実質負担
1.7%

○地方負担分【過年（2年目以降）：起債充当率90%】



地方の
実質負担
4.8%

例) 災害復旧事業費が2,000百万円(20億円)の場合

[R4被害報告額(都道府県・政令市)の1自治体当たり平均(R4被害報告額÷67自治体＝約40億円)×50%]

現年：2,000百万円×1.7%＝34百万円(地方の負担)

過年：2,000百万円×4.8%＝96百万円(地方の負担) ※現年実施と過年実施で約60百万円超の負担の差が生じる

災害復旧事業	一般の交付金等
<u>速やかな復旧</u> が目的	事業ごとの政策誘導が目的
査定決定を <u>待たずに着工可能</u>	採択前の着工不可
被災自治体の <u>準備が整い次第</u> 、速やかに <u>災害査定が可能</u> 。しかも河川や道路等の事業の違いを問わず <u>まとめて実施</u>	河川や道路等の事業ごとに、全国統一的に毎年度それぞれ決まった時期にしか申請できない
災害査定官が実地調査に赴き、 <u>その場で事業費が決定</u>	国の予算が成立するまで交付額は決定しない
決定した事業費に応じた国費が事業期間中に <u>必ず満額充当</u> される(しかも <u>2/3以上</u>)	毎年度の交付金等予算の多寡により、事業費に応じた国費が必ずしも満額充当されない

■ 負担法に定める「3箇年度以内」は、地方公共団体が早期に事業を完了しようとする場合に、それができるように、財政の許す範囲において、政府が3箇年度以内に必要な予算を措置することを定めたもの

→ 再調査など必要な手続きを経て、4箇年度以降も最後まで必要な予算を措置

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(抜粋)

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

第八条の二

政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

■ 災害関連事業のいわゆる「3年施工」は、災害関連事業取扱い要領において年度予算配分要望として標準予算進度(初年度25%、次年度75%、三年度100%)を定めたもの。

→ 再調査など必要な手続きを経て、4箇年度以降も最後まで必要な予算を措置

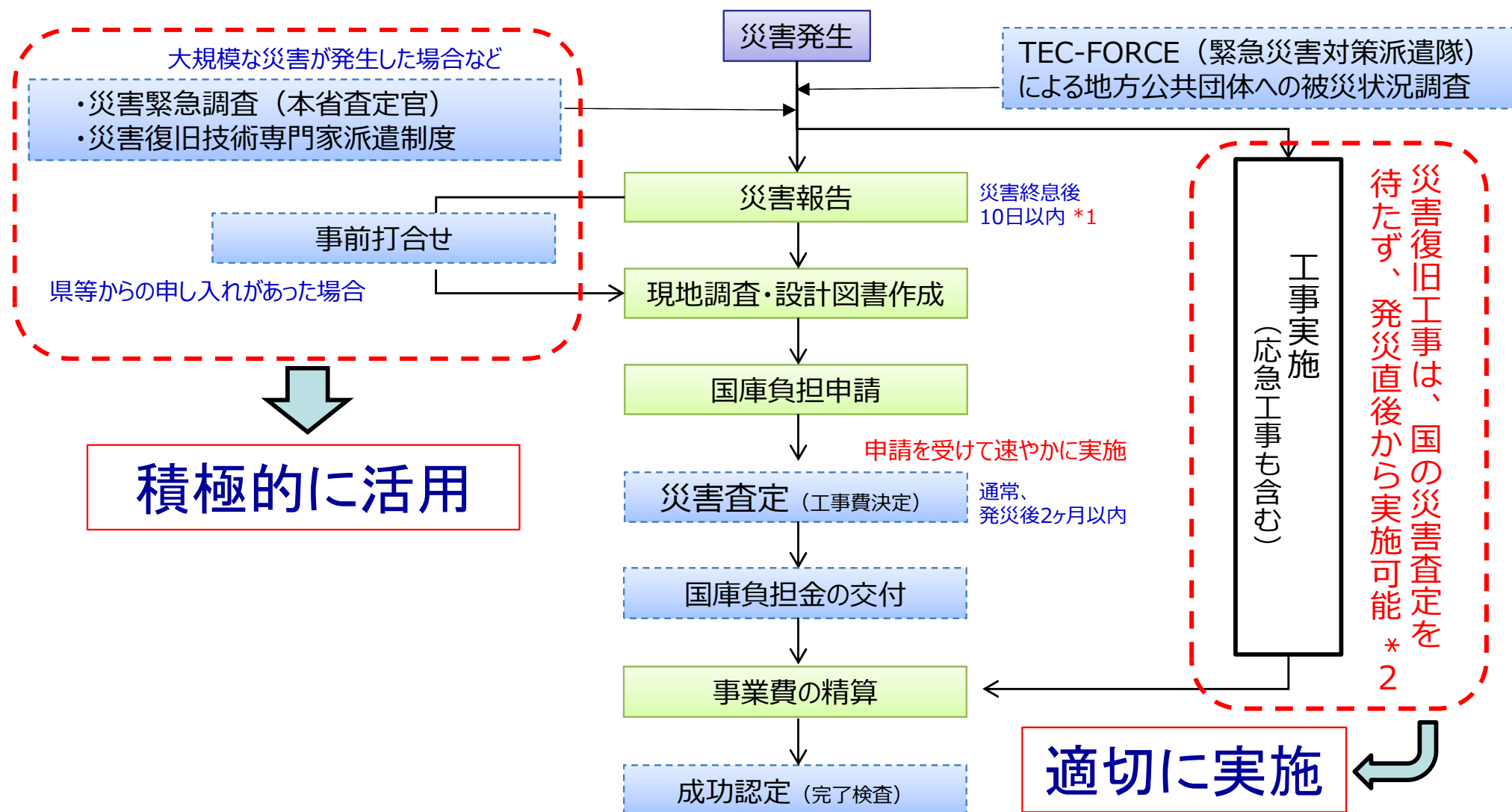
○災害関連事業取扱い要領(抜粋)

5 関連事業の施行

(1)年度予算配分要望

災害関連事業の標準予算進度は、初年度二五%、次年度七五%、三年度一〇〇%となっているが、初年度は、各都道府県の要望を、十二月に改良技術係が、電話等でヒアリングした後、各県毎に予算配分を行う。

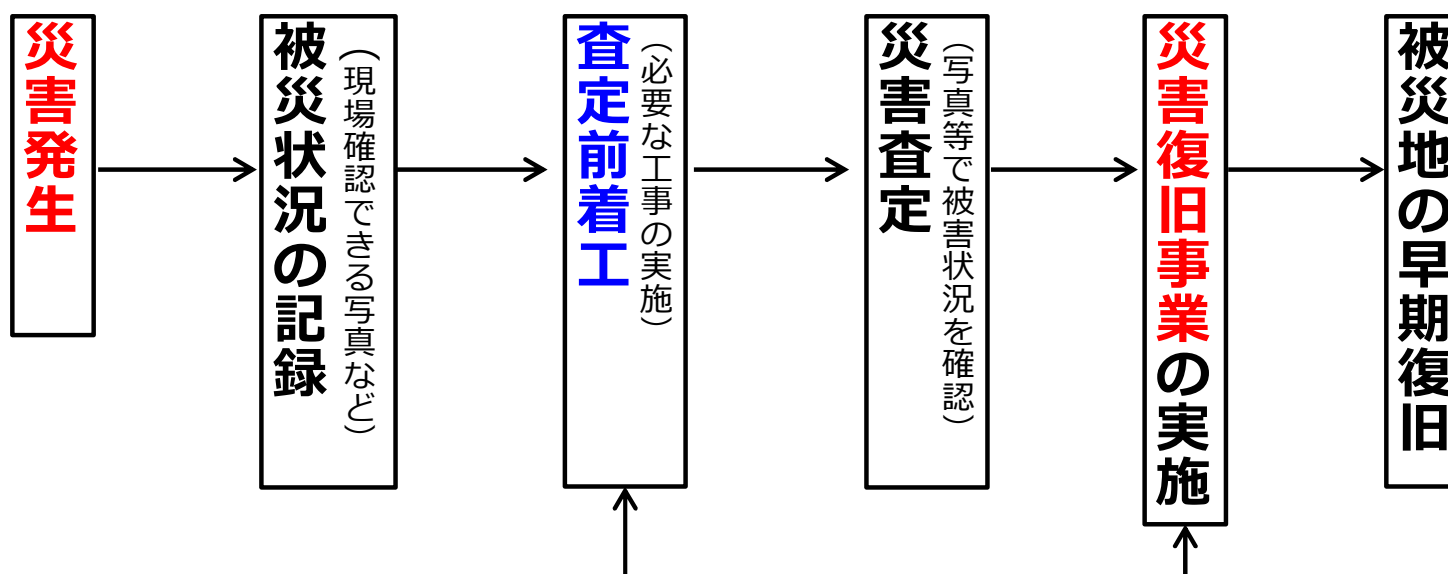
- ▶ 災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能（応急工事も災害復旧事業の対象）。
- ▶ 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援。
- ▶ 災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第，全国から査定官を派遣して速やかに実施。



*1 災害終息後10日以内に概算被害額を報告。訂正を要する場合は1ヶ月以内に訂正報告。所定の期間内に報告できない場合は、防災課に連絡し別途指示を受ける。

*2 査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況等ができる限りわかる写真を撮影しておく。

- ▶ 査定前着工は、**施設管理者の判断（責任）で実施可能**。～査定が終わるまで工事着工できないのは誤解～
- ▶ 被災された住民の方々の安心、安全のためにも迅速な対応が必要であり、応急工事や本復旧工事については、被災直後から着工可能。
- ▶ なお、災害査定前の復旧工事についても、**現場確認できる写真など被災状況を記録**しておくことで、災害復旧事業による国庫負担の対象となる。



負担法の適用範囲は災害復旧事業による補助対象

査定前着工の実施事例



道路の損傷について査定を待たずに応急工事を実施し、早期に仮設道路を設置



河岸の欠壊について、拡大防止のために大型土のうで対策を実施

申請に基づき主務大臣が災害復旧事業費の決定を行うにあたって、その基礎となる工事費を決めるために行う調査（実地での調査が基本）



現地にて査定官が、自治体が作成した設計書の表紙に、査定決定金額を朱入れし事業費が決定。（通常の補助金と比べ、金額の決定プロセスが迅速）



現地にて災害査定を実施（H27.9関東・東北豪雨）
（自治体担当者が査定官に申請内容を説明）

○査定体制（三者での合意が基本）

決定行為への意見と確認

財務省立会官

工事費決定行為の行使

災害査定官

申請内容説明

申請者

※ 災害発生後2ヶ月以内に査定実施できるよう努め、適切かつ円滑な査定を図ること

- 災害復旧事業は、被災箇所を原形に復旧することを目的としている。原形復旧とは、単なる元どおりだけではなく、**従前の効用を復旧すること**。
- 原形復旧が不適当な場合には、形状、材質、構造を改良するなど、**従前と異なる施設形状で復旧することができる**。

		位置	形状・寸法	材質
原形復旧	原形復旧	変更しない	変更しない	変更しない
	原形復旧 不可能	変更しない	変更できる	変更できる
原形復旧 とみなす	原形復旧 困難	変更できる		
	原形復旧 不適当			

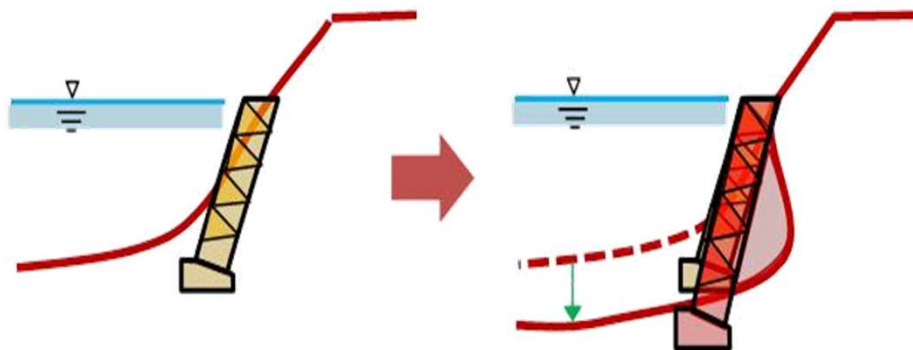
■被災施設を原形で復旧した例



■原形で復旧することが不可能な例

広域の地盤沈下、極端な河床の洗掘

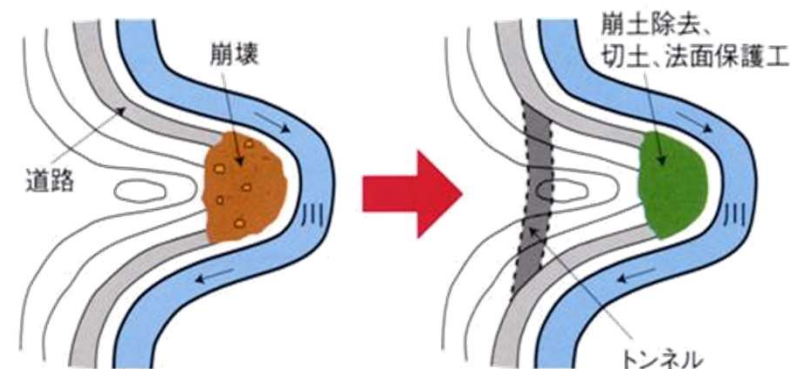
→ 従前の効用(防災機能)を復旧



■原形で復旧することが困難な例

大規模な山腹崩落

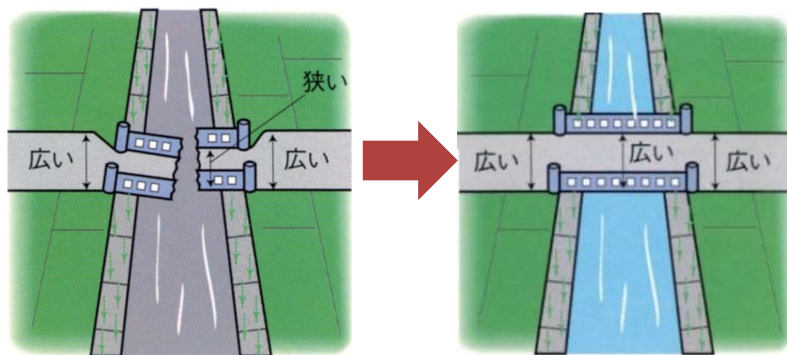
→ トンネルで復旧



■原形で復旧することが不適当な例

前後が改良済みの橋梁が被災

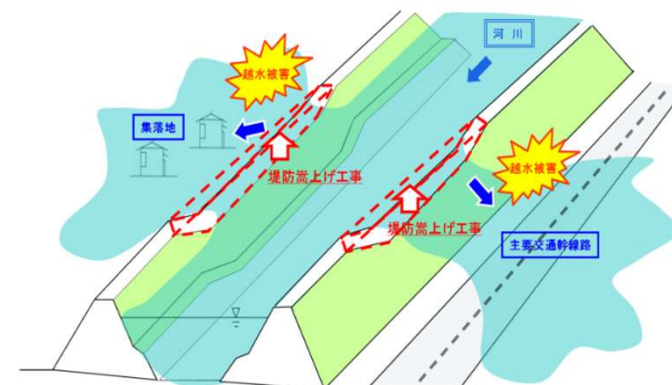
→ 前後の道路に合わせて復旧



■原形で復旧することが不適当な例

「越水被害」により、背後地の集落が浸水

→ 堤防を嵩上げて復旧



		位 置	形 状 ・ 寸 法	材 質
原 形 復 旧	原形復旧	変更しない	変更しない	変更しない
	原形復旧 不可能	変更しない	変更できる	
原 形 復 旧 と み な す	原形復旧 困難	変更できる		
	原形復旧 不適當	変更できる（効用的に改良された施設を含む）		

- * 1 : 「**原形復旧**」は、**位置**、**形状・寸法**、**材質**を変えずに復旧。
- * 2 : 「**原形復旧不可能**」は、地形地盤の変動のため原形復旧では施設が被災前に有していた効用が復旧できない場合に、被災前の位置に**形状・寸法**、**材質を変えて**復旧。
- * 3 : 「**原形復旧困難**」は、原形復旧（原形復旧不可能含む）は可能ではあるが技術的又は経済的にみて著しく困難な場合に**位置を変えて**復旧。これに伴い**形状・寸法**、**材質も合わせて変更**する場合がある。
- * 4 : 「**原形復旧不適當**」は、原形復旧（原形復旧不可能含む）は可能ではあるが投資効果又は国民経済上等の観点から判断し、**原形に復旧することが著しく不適當**な場合に従前の施設（効用を含む）に代る施設を、**位置**、**形状・寸法**、**材質のいずれかを****変更**して復旧。効用が改良される場合がある。

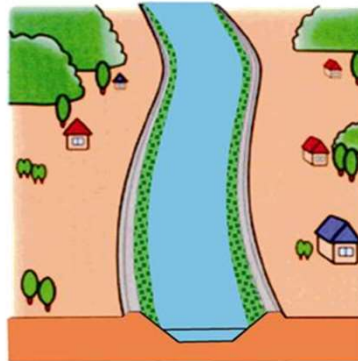
○改良復旧事業は、被災箇所の災害復旧事業のみでは再度災害の防止が十分でない場合に、被災していない箇所を含む一連区間において、川幅を広げたり堤防の嵩上げなど、施設機能の強化等を図る事業。

■河川の例

(被災)



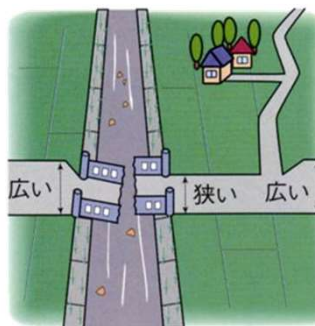
改良復旧



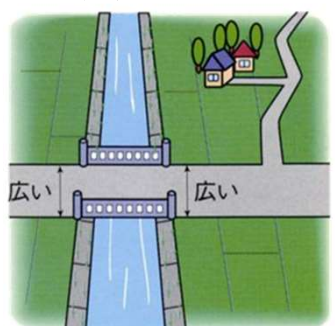
被災は部分的であるが、脆弱部や狭窄部を含む一連区間で、川幅を広げたり堤防を嵩上げたりして、洪水防御機能を強化

■橋梁の例

(被災)



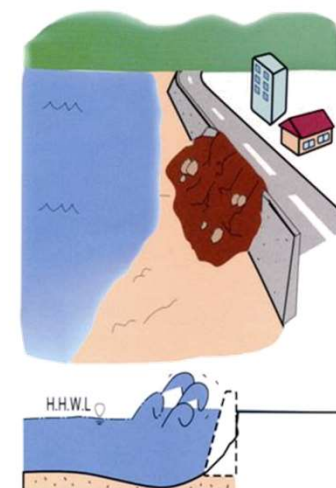
改良復旧



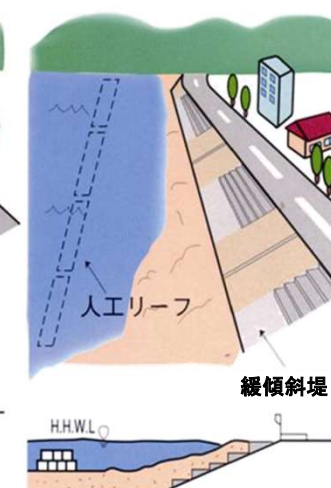
被災していない道路も含め一連区間で道路幅を広げ、交通機能を強化

■海岸の例

(被災)



改良復旧



被災していない箇所を含めた一連区間で、人工リーフを設置したり護岸を緩傾斜とすることで、海岸の防御機能を確保した上で、利用機能を強化